

2011年11月10日

大韓民国 特許庁長殿

(気付 コンピュータ審査課御中)

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト

リーダー 小藺江 健一

(Kenichi OSONOE)

貴国特許法一部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国への特許出願も多数行っている日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記法律案について精査させていただきました。

つきましては、以下のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

—記—

特許法第2条第3号ガにおいて物の発明として「プログラム」及び「プログラムに準ずること」が含まれるようにすること、及び、これに伴って「物」の譲渡・貸与行為に「情報通信網を通じた提供を含む」よう改正することに賛同致します。

＜理由＞ 現行韓国特許法においては、コンピュータプログラムそのものを発明として保護することはできません。一方、インターネットの発展により、コンピュータプログラムは、記録媒体での流通と同等、或いはそれ以上にネットワークを介した提供が一般化しております。今回の法改正によってソフトウェア関連発明の保護がより適切に行われるようになると考えます。

以上

お問い合わせ先:

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL:81-3-5205-3432

FAX:81-3-5205-3391

Email:doi@jipa.or.jp